

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例

平成27年 2月20日条例第9号

最終改正：令和元年 7月23日

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保（第4条—第14条）

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第15条—第41条）

第3節 審査請求（第42条—第44条）

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供（第47条）

第3章 個人情報保護審査会（第48条—第56条）

第4章 補則（第57条—第62条）

第5章 罰則（第63条—第68条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護するとともに、組合行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 管理者、大阪広域環境施設組合議会議長（以下「議長」という。）、公平委員会、監査委員をいう。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当す

るものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、組合規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして組合規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報

であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪広域環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）第2条第2項に規定する公文書）に記録されているものに限る。

(6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他組合規則で定める処理を除く。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならない。

3 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。

4 実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する

個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき
- (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 本人の同意があるとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむをえないと認められるとき
- (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）は、あらかじめ第48条の規定による大阪広域環境施設組合

個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

（事務の目的の明示）

第5条 実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 事務の目的を本人に明示することにより、組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき

- 2 前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。

（事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に

支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事務の名称及び目的
 - (2) 事務を所掌する組織の名称
 - (3) 個人情報の項目
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の収集方法
 - (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
 - (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により管理者に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 管理者は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 5 管理者は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(電子計算機処理の制限)

第7条 実施機関は、新たに保有個人情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第10条第1項において同じ。）の電子計算機処理

を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、保有個人情報で第4条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

3 実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第4条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

4 第4条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

(5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと

認められるとき

- (6) 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

2 第4条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

2 第4条第4項及び第5項の規定は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して

はならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。

(事務処理の委託)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと
- (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること
- (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること
- (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること

2 受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(勧告及び公表)

第14条 管理者は、受託者が前条第1項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

- 2 管理者は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。
- 3 管理者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、組合規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第4号まで、次条第2項及び第24条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、

人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害

するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ

すおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、
犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し組合規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、組合規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他組合規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び当該第三者に関する情報を第19条の規定により開示しようとするときは、第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、組合規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他組合規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、こ

の限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が第17条第2号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、開示しても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき
- (2) 第三者の所在が判明しないとき

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して組合規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第18条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（訂正請求権）

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」

という。)について準用する。

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項

2 訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第29条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有

していないときを含む。)は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第22条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第4条第1項から第3項まで及び第5条第1項の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第11条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報
の提供の停止

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第37条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

(利用停止請求に対する措置)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第22条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(議長及び副議長がともに欠けた場合の特例)

第41条 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪広域環境施設組合議会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、第22条、第23条、第31条、第32条、第39条及び前条の規定により議長が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をすべき期間に算入しない。

第3節 審査請求

(審査会への諮問等)

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

(諮問をした旨の通知)

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供

第45条及び第46条 削除

（情報の提供）

第47条 実施機関は、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況についての情報の提供の申出があったときは、当該申出に応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により情報を提供しようとするときは、第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により提供しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合においては、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、提供の申出をした者（以下「提供申出者」という。）の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときに限り、提供申出者の人権を擁護するために必要な限度において、提供申出者に当該第三者に関する情報を提供することができる。

第3章 個人情報保護審査会

（審査会の設置及び組織）

第48条 この条例及び大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例（平成28年条例第2号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、報告に対して意見を述べさせるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項

について、管理者の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、管理者に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員3人で組織する。
- 4 審査会の委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の調査権限)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、第42条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第50条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人

等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べることができないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

(意見書等の提出)

第51条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第52条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第49条第1項の規定により提示された保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第50条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を読覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第53条 審査会は、第49条第3項若しくは第4項、第50条第3項又は第51条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、前2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けけるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第54条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第48条第2項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

（答申書の送付等）

第55条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第56条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の

手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

第4章 補則

(手数料等)

第57条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第47条の規定による申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例（第53条第2項を除く。）の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして組合規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして組合規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の処理)

第58条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(管理者の調整)

第59条 管理者は、管理者以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(適用除外等)

第60条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報（以下「調査票情報」という。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

- 2 第2章第2節、第3節及び第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 3 第4条第4項及び第5項（第7条第4項、第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）、第6条並びに第7条第1項から第3項まで（審査会の意見聴取に関する部分に限る。）の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の組合の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。
- 4 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（大阪広域環境施設組合情報公開条例を除く。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報（大阪広域環境施設組合情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第2章（第2節及び第4節に限る。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

（運用状況の公表）

第61条 管理者は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（施行の細目）

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第5章 罰則

第63条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第64条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第66条 第48条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第67条 第63条から前条までの規定は、組合構成団体の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第68条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月1日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第2条の規定による改正を除く。）は、平成28年4月1日以後にされた開示決定等（改正後の条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（改正後の条例第31条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（改正後の条例第39条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は平成28年4月1日以後にされた開示請求（改正後の条例第15条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（改正後の条例第26条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（改正後の条例第34条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、平成28年4月1日より前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は平成28年4月1日より前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の改正規定の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第45条第1項の規定によってされた是正の申出及び旧条例第46条第1項の規定によってなされた再調査の申出については、なお従前の例による。
- 4 第2条の改正規定の施行の日前に旧条例第45条第1項の規定による是正の申出をした者は、同条第4項の規定による通知（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受けた日の翌日から起算して60日以内に、旧条例第46条第1項の規定による再調査の申出をすることができる。

附 則（平成30年2月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第2号の次に2号を加える改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）及び第6条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が同条第4号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成30年4月1日以後遅滞なく」とする。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第3号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。